

調査の目的

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

調査の対象
及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている

調査の期間

1月1日～同年12月31日

調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

報告の系統

厚生労働省 — 都道府県 — (保健所を設置する市・特別区) — 保健所 — 市区町村
※調査方法 (オンライン調査又は郵送調査)

調査票及び
調査事項

調査票は、次の5種類で、主な調査事項は下記のとおり。
出生票 出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び年齢等出生届に基づく事項
死亡票 死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項
死産票 死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項
婚姻票 夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項
離婚票 夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項

公表している主な人口動態統計

① 統計法の調査計画により公表しているもの

	速報	月報(概数)	年報
公表される統計数値	調査票を作成した数	概数	確定数 (概数に修正を加えたもの)
集計対象	日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 (いずれも前年以前発生のもを含む)	日本における日本人 (前年以前発生のもを除く)	日本における日本人 (日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のもは別掲)
公表・時期	毎月 調査月の約2か月後	月報 調査月の約5か月後 毎年(年間合計) 調査年の翌年6月	毎年 調査年の翌年9月

② その他

	年間推計
公表される統計数値	推計値
集計対象	日本における日本人
公表・時期	例年、調査年の12月